

## 4-2 「特許証」の交付及び再交付請求

特許権の設定登録がなされたときは、特許権者に対し「特許証」が交付されます。（[特許法第28条](#)）

なお、特許権者が複数の場合には、人数分の特許証が交付されます。

「[特許証](#)」は、特許として登録された証しとして、また、発明者の名誉を顕彰する意味が持たされています。

なお、特許証は、前記理由により設定登録時点の権利者等で交付されますが、設定登録後に権利者の変更及び権利内容の変動等が新たに登録されている可能性がありますので、最新の登録内容を確認するのであれば、「[特許登録原簿](#)」の閲覧をする必要があります。

「特許証」には次に掲げる事項が記載されます。

1	特許番号
2	発明の名称
3	特許権者の氏名又は名称及び住所又は居所
4	発明者の氏名
5	特許権の設定の登録があった旨（設定登録の年月日等）
6	その他必要な事項（出願番号、出願年月日等）

また、同時に送付される「特許料の納付について」の書面は、特許権を維持するための第4年分以降の特許料納付期限日が記載されていますので、納付時期管理に活用できます。

「特許証」は、請求により再交付を受けることができます。

特許証の交付を受けた者は、特許証をよごし、損じ、または失ったときは、再交付を請求することができます。

ただし、よごし、または損じた場合は、その特許証を提出しなければなりません。（[特許法施行規則第67条](#)）

特許証の再交付の請求については、一件一通につき4,600円の手数料が必要です。

なお、本請求により再交付を受けることができるものは、設定登録時に交付された「特許証」であって、表示変更後又は権利移転後の権利者表示での再交付はできません。

また、請求人は「特許証の交付を受けた者」であることに注意してください。  
「[特許証再交付請求書](#)」は、書面での手続に限ります。

#### 特許証再交付請求書の書式・記載見本

特許印紙 (4,600円) 特許証再交付請求書 平成 年 月 日 特許庁長官 殿 1. 特許 第 ○○○○○○○○ 号 2. 請求の理由 3. 請求人 (特許権者) 住所 (居所) 東京都○○区…… 氏名 (名称) 特許太郎 (代表者) 印 4. 代理人 住所 (居所) 氏名 (名称) (代表者) 印 5. 添付書面	本書を提出する日になるべく記載してください。 請求の理由は、「破損」「汚損」「紛失」のように何れかを記載してください。 請求者の押印が必須です。代表者の欄は、法人の場合のみ記載してください。 請求人本人が請求手続を行うときは、代理人の欄は不要です。 請求の理由が、「破損」「汚損」の場合は、よごし又は損じた特許証を返還していただくため、本請求書に添付して提出してください。
--	--

＜この記事に関するお問い合わせ先＞  
特許庁審査業務部審査業務課登録室 特許担当  
電話：03-3581-1101 内線 2707  
e-mail：[お問い合わせフォーム](#)